

広島県告示第六百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏 名	住 所	業務の種類	廃止年月日
重森 秀樹	呉市本通四丁目七番二 号二二一	あんまマッサージ	平成二十五年二月二八 日
平高 義男	呉市本通四丁目七番二 号二二二	あんまマッサージ	平成二十五年二月二八 日
山本 建文	呉市本通四丁目七番二 号二二二	あんまマッサージ	平成二十五年二月二八 日
栗原 正博	府中市中須一七番地	はり・きゅう	平成二十四年三月三二 日
岡本 栄広	東広島市西条町御園宇一 番地三八一	あんまマッサージ	平成二十四年五月一日
安坂 静登	東広島市高屋町中島四二 九番地一	柔道整復 あんまマッサージ はり・きゅう	平成二十四年二月二 六日
高山 聖司	廿日市市四季が丘六丁目 一五番一七号	柔道整復	平成二十五年三月一日